

特別会計・公営企業会計決算

歳入 29億3,339万円 歳出 28億5,576万円

特別会計・企業会計 決算の概要

町では、一般会計の他に7つの特別会計と1つの企業会計を設置して事業を行っています。それぞれの会計の決算と事業の概要は、次のとおりです。

会計区分	歳入	前年度比	歳出	前年度比
国民健康保険事業特別会計	134,638	1,930	130,209	△408
国民健康保険診療所事業特別会計	7,500	△879	7,078	△621
上水道事業会計	15,049	△5	14,488	△339
寄簡易水道事業特別会計	2,995	107	2,935	348
下水道事業特別会計	35,149	△32,948	34,120	△33,493
介護保険事業特別会計	82,454	1,075	81,667	2,836
用地取得特別会計	647	△377	636	△223
後期高齢者医療特別会計	14,907	308	14,443	256
合 計	293,339	△30,789	285,576	△31,645

※1万円未満は四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(単位：万円)

■国民健康保険事業特別会計

国民健康保険は、皆さんが納める保険税で成り立っています。

平成25年度決算の内訳では、保険税が全体の25%あまりを占め、その他を国庫支出金や一般会計からの繰入金で賄っています。被保険者が保険税を納期限内に納めていただくこ

と、そして一人ひとりが自分の健康と医療費に関心を持ち、医療費の節減に努めることにより、健全な国民健康保険制度を運営することができ

被保険者一人当たり、
保険税は 10万943円
医療費は 31万5468円

町の国民健康保険被保険者が病気をしたときにかかった平成25年度医療費の総額は10億7701万円となり、前年度に比べ0.8%減となっています。また、被保険者1人当りに換算すると31万5468円となり、この額は、前年度比1.3%増加しています。

■国民健康保険診療所事業特別会計

平成25年度の診療所では、179日間で延べ7546人を診療しました。その内、後期高齢者医療被保険者が46%を占めています。また、決算は、前年度比10.5%減となり、その主なものは診療収入です。歳出決算は前年度比8.1%減となり、その主たるものは医薬品の購入費です。

■上水道事業会計

収益的収支 ※1
収入 1億2438万円
支出 1億1876万円
資本的収支 ※2
収入 0円
支出 2611万円

上水道事業では、9244人の住民の皆さん（給水人口）に対し良質な水を安定的に供給するため、施設

の更新、維持管理を行いました。平成25年度の給水収益（水道使用料）は前年度比3.2%減でしたが、営業外収益において、加入負担金が前年度比51.5%増加した結果、水道事業収益は前年度比0.7

%増となりました。支出については、コストの縮減・合理化に努め、前年度比2.0%減となり、当年度純利益117万余円を計上するに至りました。

平成25年度決算での経常費用から求めた給水原価は、1mあたり102.0円で水を供給したときの収入額から算出した供給単価は、1mあたり84.2円になりました。

※1 水道料金などを主な収入とし、支出は動力費、機械や建物などの減価償却費、職員の人件費、企業債の利子支払いなどです。
※2 支出は、建設改良費や企業債の元金償還などです。収支の不足額は、全額損益勘定留保資金などで補っています。

■寄簡易水道事業特別会計

平成25年度は寄地区（湯の沢を除く）の住民の皆さんに良質な水を安定して供給するため、水道施設の修繕・維持管理を行いました。給水収益は、前年度比0.2%減となつています。平成25年度決算での経常費用から割り出す給水原価は、1mあたり119.7円で、水を供給したときの収入額から算出した供給単価は1mあたり84.6円になりました。

■下水道事業特別会計

平成25年度末、事業計画区域は20.3%で整備済みの区域は19.7.6%（89.7%）、整備済区域の住民のうち89.8%の人が下水道を使用しています。

歳入決算は前年度に対して48.4%減となつておりますが、これは、前年度事業債の借り換えを行うため、町債を発行したためで、主な収入である下水道使用料は前年度比7.4%増となつています。歳出のうち、維持管理費用として酒匂管理センター（処理場）の負担金5364万円を支払っていますが、これに

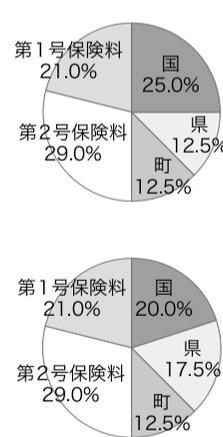
は下水道使用料を充てています。

■介護保険事業特別会計

平成25年度は、第5期介護保険事業計画の中間年であり、介護給付費の総額は、平成24年と比較して4.9%増の7億5098万円となりました。

介護保険制度は、要介護認定・要支援認定を受けた皆さんが利用したサービスの費用を国・県・町や被保険者の保険料で、それぞれ法律で定められた割合に応じて負担する仕組みとなつています。サービス利用量が増えると保険料による負担も増えるため、3年ごとにサービス利用量の状況と保険料を見直しています。

公費等負担の割合



介護保険サービス利用状況



■用地取得特別会計

用地取得特別会計は、公共用地又は公用地若しくはその代替地の先行取得事業の円滑な運営とその経理の適性を図るためのものです。

用地取得に係る長期債の支払いや松田警察署の建替予定地を神奈川県に売却するための不動産鑑定評価業務委託料、嘱託登記書類作成等委託料、物件損失補償費などを支払いました。

■後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害があると認定された方が対象です。保険料額の決定や医療の給付などは神奈川県後期高齢者医療広域連合で行っていますが、申請や相談などの事務や保険料の収納は町が行っています。

医療費は年々増えており、人口の高齢化に伴い財源の一部となる現役世代の負担も増えています。日ごろからの健康づくりに心掛け、医療費の節減に努めることが、健全な財政運営につながります。

○特別会計とは？

一般会計では、町税や地方交付税などの歳入で教育、福祉、道路の修復や拡張など、町政運営の基本となる事業を実施していますが、特定の事業を実施するために別途特別会計を設け、一般会計と分けて経理を行っています。国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、寄簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、用地取得特別会計、後期高齢者医療特別会計の7つが該当します。

特別会計と同じく、特定の事業を行うために一般会計と分けて経理を行うものですが、民間企業と近い方法で経理を行います。下水道事業会計が該当します。